

原子力災害の損害賠償に関する責任ある対応を求める決議

原子力災害による被害が、いまだ収束の目途が立たない中、本市においては多くの市民が、放射能への不安や苦痛の中で生活を余儀なくされており、こうした状況は、東京電力による一種の継続的な不法行為といえるものである。

しかしながら、原子力損害賠償紛争解決センターが提示した和解仲介案について、東京電力が拒否する事例も見受けられ、こうした対応はADRの実効性の低下や形骸化を招くものであり、また、多数の市民についてごくわずかの期間しか精神的損害は認められておらず、本市に係る自治体の損害賠償についても、十分な対応が行われていないことは、誠に遺憾である。

原子力災害の損害賠償に関し責任ある対応が求められるこれらの状況に鑑み、

- 一 原子力損害賠償紛争審査会の「指針」は、賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介案を尊重すべきである
- 二 原子力災害に係る全ての損害に対し、原子力災害が完全に収束するまでの間、賠償を継続し、あわせて原子力災害の早期収束を図るべきである
- 三 個人や事業主が除染実施計画に準じ、独自に実施した全ての除染費用についても賠償の対象とし、自主的な避難等に係る賠償については、それぞれの実態に見合った十分な賠償を最後まで確実にを行うことに加え、全ての被害者が確実に賠償されるよう未請求者への周知等について適切に対応すべきである
- 四 市民の安全安心を守るための様々な費用や地域復興のために要した費用及び普通税・目的税の減収分については、東京電力福島第一原子力発電所事故との相当因果関係が当然認められ、原子力災害に起因するものであり、さらに税の減収分については、「指針」における「特段の事情」があるものとして、本市が請求している全額について、迅速かつ確実に賠償を行うべきである
- 五 本市を含む自主的避難等対象区域における住民のいまだに続く精神的損害については、個別具体的な事情による損害の賠償はもとより、原子力災害に起因する損害として、一律的な賠償を継続すべきである
以上、決議する。

平成二十六年八月十二日